平成２６年（フ）第１０４号
岐阜県土岐市泉町大富970番地の６
破産者　亡小嶋春夫相続財産
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７９号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目３番地６
破産者　有限会社楽楽
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３１号
広島市中区中町５番１号
破産者　有限会社グレ・ラフィネ
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１号
福岡県飯塚市東徳前４番32号
破産者　株式会社安永不動産
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１８号
熊本県天草市楠浦町45番地の15
破産者　有限会社マルハマ養魚
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第１９号
熊本県宇土市松山町1858番地の２―103
破産者　濵　　勇人
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第２０号
熊本県天草市楠浦町11番地３
破産者　濵　野武夫
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第２１号
熊本県天草市楠浦町11番地３
破産者　濵　りつ子
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１８２７号
福岡県福岡市南区大楠１丁目５番９号
破産者　有限会社明輝
１　決定年月日　平成27年１月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４２号
佐賀市兵庫町大字渕2730番地
破産者　株式会社木塚組
１　決定年月日　平成27年１月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６７号
京都市下京区朱雀分木町市有地　京都市中央卸売市場第一市場内
破産者　株式会社さい鹿
１　決定年月日　平成27年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
函館市西桔梗町836番地２―302
破産者　株式会社道下荷役
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３１３０号
奈良県大和高田市幸町６番３―209号
破産者　大林　　茂
１　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
２　一般調査期日　平成27年３月23日午後２時30分
平成27年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３８５号
大阪府寝屋川市香里西之町14番11号
破産者　中西　勝次
１　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
２　一般調査期日　平成27年４月13日午後２時30分
平成27年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５号
福岡県遠賀郡水巻町伊左座４丁目５番15号
三洋タウン水巻伊左座Ｄ―102号
破産者　宇藤　幸江
１　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
２　一般調査期日　平成27年３月12日午前10時30分
平成27年２月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４７４５号
大阪府東大阪市長田中４―５―６、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場３丁目３番４号
破産者　株式会社澤井商店
１　破産債権の届出期間　平成27年３月６日まで
２　一般調査期日　平成27年４月９日午後２時30分
平成27年２月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６７２号
大阪府富田林市小金台３丁目８番２号106
破産者　竹中　成光
１　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
２　一般調査期日　平成27年４月27日午前10時30分
平成27年２月２日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６６３号
大阪府東大阪市川田２丁目７番21号　ＯＫＢマンション402号
破産者　Ｗ―ＳＴＹＬＥ　ＹＡＭＡＩＣＨＩこと　山田　一之
１　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで
２　一般調査期日　平成27年５月14日午後２時30分
平成27年２月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４号
長野県飯田市羽場町２丁目22番地６　サープラスⅡサツミ103号、開始決定時の住所長野県飯田市丸山町２丁目6804番地15
破産者　滝本　穣次
１　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
２　一般調査期日　平成27年５月25日午後３時40分
平成27年２月２日　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第７９号
長野県下伊那郡阿南町新野2068番地３
破産者　後藤　吉伸
１　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
２　一般調査期日　平成27年５月25日午後３時50分
平成27年２月２日　長野地方裁判所飯田支部

破産債権届出期間の変更

平成２６年（フ）第８３５７号
東京都大田区西蒲田８丁目１番15号
破産者　城南チエン勧業株式会社
破産債権の届出期間を次のとおり変更する。
変更前の期間　平成26年11月28日まで
変更後の期間　平成27年４月30日まで
平成27年１月29日
東京地方裁判所民事第20部

破産管財人変更

平成２６年（フ）第６２号
茨城県ひたちなか市北神敷台10番地９、旧住所茨城県ひたちなか市大字中根5118番地１　ストロベリーフィールズＤ棟101号
破産者　小林　卓矢
破産管財人　松井　敏博が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　谷田部　亘
平成27年２月２日　　水戸地方裁判所民事部